

有 料 無 料
職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書
職 業 紹 介 事 業 許 可 証 変 更 届 出 書
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書
有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書
特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書

提出年月日を記入

① 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

厚生労働大臣 殿

変更後の氏名を記入

(ふりがな) きょうどうくみあい ひろしまろうどうきょく

②申請・届出者 氏 名 協同組合 広島労働局

だいひょう り じ ひろしま じょう
代表理事 広島 次郎

8. 以外は消してください。

1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号	3 4 - 特 - 〇〇〇〇〇〇
(ふりがな) ④氏名又は名称	きょうどうくみあい ひろしまろうどうきょく 協同組合 広島労働局
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 7 3 0 - 0 0 1 3 電話 0 8 2 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	ひろしまけんひろしましなかくはつちようぼり 広島県広島市中区八丁堀〇-〇
⑥事業所	(ふりがな) 名 称
	(ふりがな) 所在地

⑥ 記入不要

⑦変 更 事 項	代表者と役員の変更	
⑧変 更 前	旧代表：〇〇 〇〇 広島県広島市西区・・・ 旧役員：△△ △△ 広島県広島市南区・・・	
⑨変 更 後	新代表：●● ●● 広島県広島市中区・・・ 新役員：▲▲ ▲▲ 広島県広島市安佐南区・・・	
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等	就任日と退任日が異なる場合には、 それぞれ記入してください。 また、申請は事後報告となるので、 ⑪の年月日以降にご提出ください。	
⑪変更(廃止)年月日	就任：令和〇〇年〇〇月〇〇日 辞任：令和〇〇年〇〇月〇〇日	
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由	役員交代のため	
⑭備 考	担当者：総務係長 〇〇 〇朗 TEL (082) 000-0000	

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条各号（第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

~~また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

お問合せ先：

広島労働局 需給調整事業課 TEL (082) 511-1066